

平成30年度決算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

(歳入)

・地方消費税交付金	133,373千円
内 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	(67,711千円)

(歳出)

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	223,165	733		53,663	20,034	148,735
	障害者福祉事業	463,656	359,825			41,623	62,208
	重度心身障害者等医療給付事業	22,235	10,989			1,996	9,250
	ひとり親家庭等医療費支給事業	9,813	4,549			881	4,383
	子ども医療給付事業	35,390	11,710			3,177	20,503
合計		754,259	387,806	0	53,663	67,711	245,079